

宅配サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、食事の用意が困難な高齢者・障害者等に対して、バランスのとれた食事を宅配することにより介護予防、重度化予防をはかり、もって利用者世帯の安定した生活の継続を図ることを目的として実施する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人御代田町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）とする。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護保険の要支援・要介護認定を受けており、食事の準備等が困難な者及びその世帯員。
- (2) 前号の他、町社協会長が認める者

(事業の内容)

第4条 利用対象者の居宅まで昼食・夕食を町社協職員が宅配し、その際に安否の確認を行うものとする。

(利用の申し込み)

第5条 サービスを利用しようとする者は、宅配サービス事業利用申込書（様式1号）を提出するものとする。

(利用決定)

第6条 前条の申し込みがあったときは内容を審査し、その結果を宅配サービス事業決定通知書（様式2号）により通知するものとする。

(利用料金)

第7条 利用料金は、次のとおりとする。（消費税込）

昼食・夕食 1食 720円

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町社協会長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成15年10月 1日より施行する。
- この要綱は、平成18年 4月 1日より施行する。
- この要綱は、平成20年 1月 1日より施行する。
- この要綱は、平成23年 4月 1日より施行する。
- この要綱は、平成23年 6月 1日より施行する。
- この要綱は、平成26年 4月 1日より施行する。
- この要綱は、令和 2年 4月 1日より施行する。

(様式1号)

宅配サービス事業利用申込書

令和 年 月 日

御代田町社会福祉協議会長 様

(申込者) 住 所 御代田町大字

氏 名 ㊟

電話番号 ()

宅配サービスを下記のとおり申し込みます。

記

利用者	ふりがな			生年月日		男・女				
	氏 名	様		明・大・昭 年	月 日					
	住所(配達先)	御代田町大字		TEL						
開始日	令和 年 月 日 () 昼・夜 から									
利用日	利用する 日に○	日	月	火	水	木	金	土	毎日	
		昼								
		夜								
アレルギー 嗜好など	ごはん ・ おかゆ 普通食 ・ きざみ () 治療食 ()			アレルギー 有・無 () 好き嫌い () 禁止食 ()						
配達場所	玄関 ・ 居室 ・ その他 () 配達時不在の場合 ()									
緊急 連絡先	①氏名	続柄 ()			電話番号					
	②氏名	続柄 ()			電話番号					
ケアマネ	事業所 () 担当者 ()									

上記のとおり申し込みがあり、審査の結果、利用を 承認・不承認 してよいでしょうか。

決裁(承認)の上は、宅配サービス利用決定通知書を交付してよいでしょうか。

決 裁	会長	副会長	事務局長	係 長	係 員	担 当